資料３

小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定の考え方～素案を作成するにあたって

２０２１年８月２３日（月）

尾張北部権利擁護支援センター
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

計画策定の法令上根拠

成年後見制度の利用促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村の講ずる措置)

第１４条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成 年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　略

1　地域の特性に応じた施策であること
2　国の成年後見制度利用促進基本計画をふまえたものであること

計画策定のつくり方

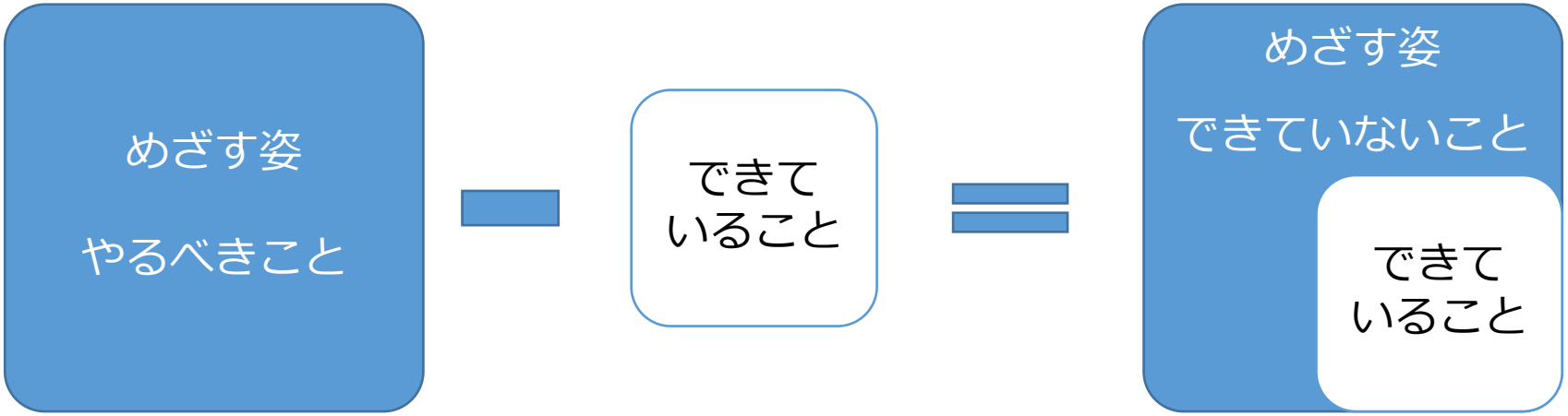

国の基本計画に記されている内容とします。

できていないこと（やるべきこと）を、あきらかにして、どうやって進めるか。

国は、次期計画を策定中。「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」を８月４日に公表。

次期成年後見制度基本計画中間とりまとめに当たっての基本的な考え方
～地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

○ 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。

○ 次期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

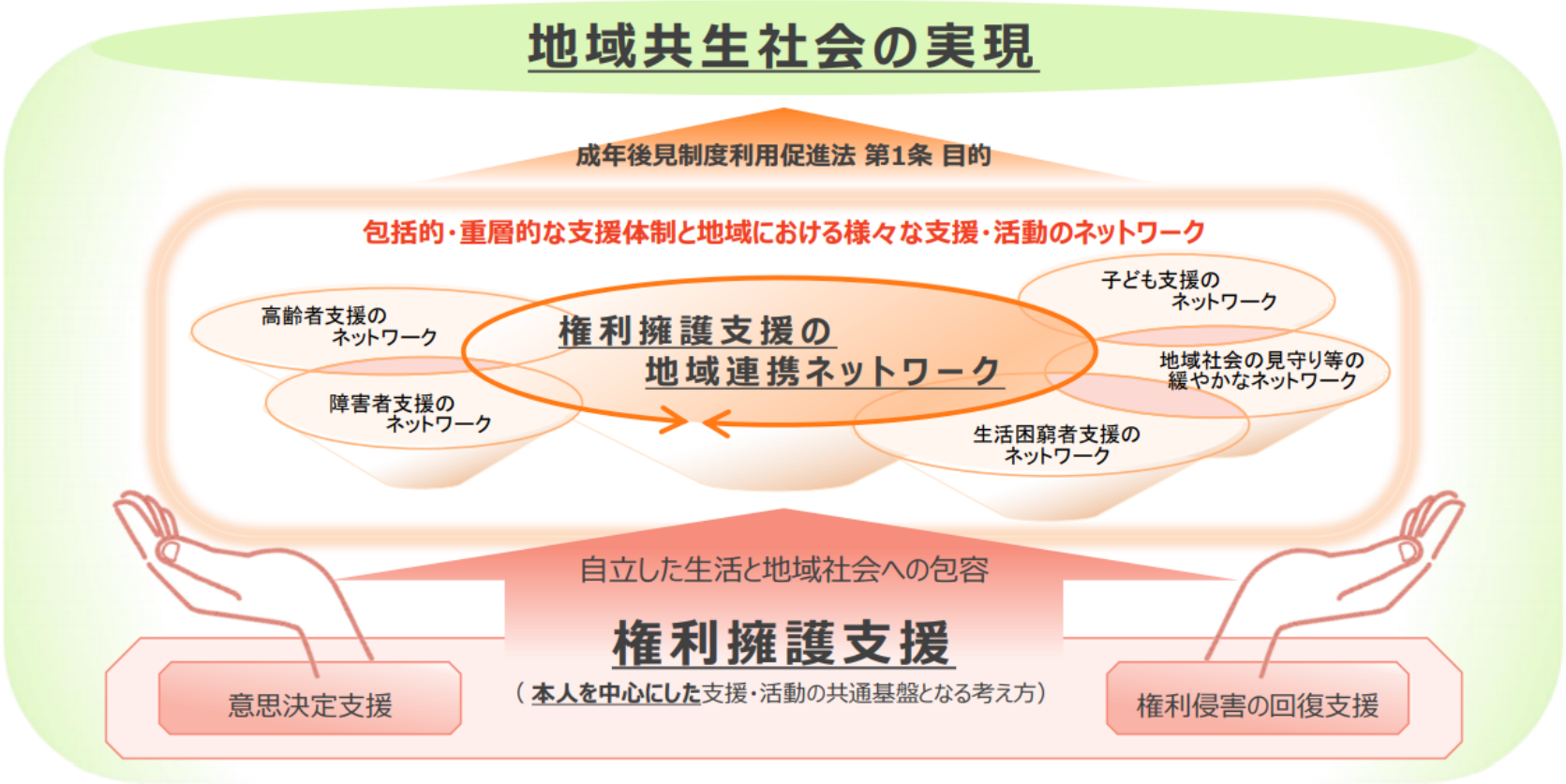

出所：厚生労働省「次期成年後見制度利用促進基本計画中間とりまとめ概要」（2021.8.4）

安心して暮らせる

自分らしく生きる（意思決定支援）

尾張北部権利擁護支援センター
権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

2021年8月23日　2021年度第２回小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会

積極的権利擁護

積極的権利擁護

権利擁護

権利侵害からの保護

基本的ニーズの充足

憲法２５条
人間らしい最低限度の暮らし。

「本人らしい生活」と
「本人らしい変化」を
支えること

憲法１３条
「自分らしく生きる」を支える。

参考
岩間伸之「高齢者の尊厳と権利擁護ー『積極的権利擁護』の推進に向けて」『実践成年後見』,No.20,2007
岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』有斐閣，2012，p.118

地域で共に生きる

この計画で掲げる理念（案）

認知症になっても障害があっても、安心して自分らしく、地域で共に暮らせるまちづくり

①認知症になっても障害があっても（誰もが）

②安心して（権利侵害されることなく）

③自分らしく（意思決定支援）

④地域で共に暮らす（地域共生社会）

⑤まちづくり（不断の努力）

次期計画における地域連携ネットワークづくりの方針

① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）
② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）
③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）

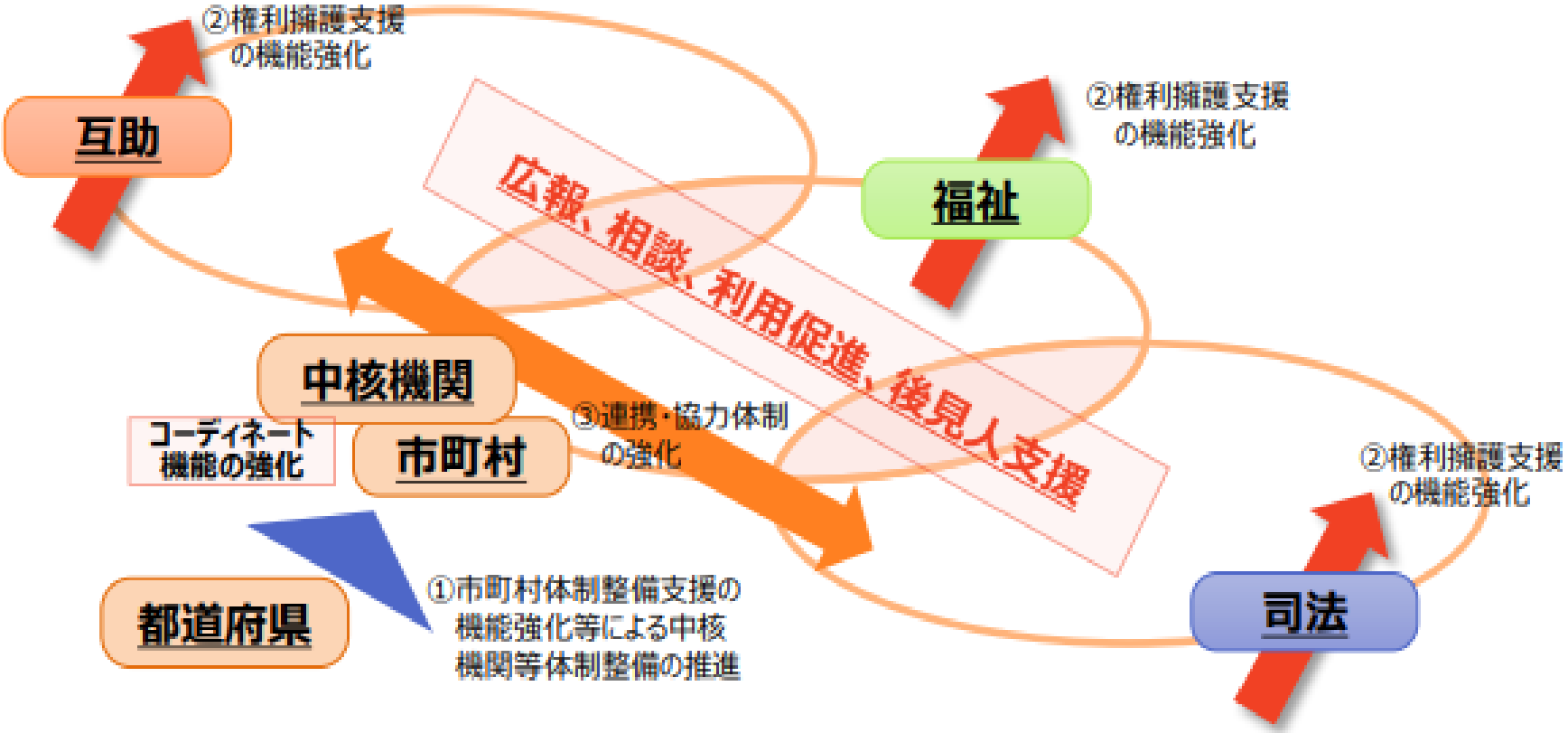

出所：厚生労働省「次期成年後見制度利用促進基本計画中間とりまとめ概要」（2021.8.4）

推進体制（案）

中核機関のコーディネート機能を高める

↓

（仮称）地域連携ネットワーク会議（協議会）の設置